

事業報告附属明細書

第51期（令和4年度）事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当の事項はありません。

令和5年3月

一般社団法人 日本私立医科大学協会